



第2次寒川町地球温暖化対策実行計画（行政編）

～環境と人が共生し、次世代まで良好な環境が
受け継がれ“新化”するまち さむかわ～ をめざして

令和3年4月



目次

第1章 計画策定の背景	1
(1) 国内外の地球温暖化対策の動向	1
(2) これまでの経緯及び旧計画の概要	1
(3) 旧計画における目標達成状況	2
第2章 計画の基本的事項	3
(1) 計画策定の趣旨	3
(2) 計画の対象範囲	4
(3) 対象とする温室効果ガスの種類	5
(4) 温室効果ガスの算定方法	6
(5) 計画期間（中間目標 2030 年度と最終目標 2032 年度）	7
(6) 基準年度	7
(7) 削減目標	7
(8) 上位計画や関連計画との位置付け	9
(9) SDGs（持続可能な開発目標）との関連性	10
第3章 温室効果ガス排出量の現状	11
(1) 温室効果ガス総排出量の推移及び内訳	11
(2) 温室効果ガス排出量の算定結果及び分析	11
第4章 目標達成に向けた取り組み	15
(1) 取り組みの基本方針	15
(2) 主な取り組みの内容	16
第5章 計画の進捗管理の仕組み	18
(1) 計画の推進体制	18
(2) 進捗の点検及び評価	19
(3) 取り組み結果の公表	19
(4) 進捗状況に基づく計画のPDCAサイクル	19
資料編	21

• 各エネルギー別温室効果ガス排出係数一覧	2 1
• 温室効果ガス排出量の算定例	2 1
• 温室効果ガス排出量点検票	2 2
• 用語解説	2 4
• 令和元年度各施設エネルギー使用量	2 7
• 令和元年度各施設温室効果ガス排出量	2 9
• 地球温暖化対策の推進に関する法律（抜粋）	3 1
• 寒川町地球温暖化対策実行計画（行政編）推進委員会設置要綱	3 2

第1章. 計画策定の背景

(1) 国内外の地球温暖化対策の動向

地球温暖化は、人為的な温室効果ガスの排出量の増加により、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、我が国でも地球温暖化がもたらす気候変動によって、自然災害の増加や農作物及び生態系への影響が顕在化しており、その影響の大きさや深刻さから見て、今日においてもっとも重要な環境問題の一つとされています。

2015年(平成27年)にフランス・パリにおいて、気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)が開催され、気候変動に関する2020年(令和2年)以降の新たな法的かつ国際的枠組みとして「パリ協定」が採択され、「世界の平均気温の上昇を産業革命以前と比較して2°C未満(努力目標1.5°C未満)に抑えること、今世紀後半には温室効果ガスの排出量を実質ゼロとすること」が目標として掲げられました。

国ではパリ協定の採択を受けて、「地球温暖化対策計画」を策定し、2016年(平成28年)5月13日に閣議決定されました。この計画では中期目標として、2030年度(令和12年度)における温室効果ガスの排出量を、2013年度比(平成25年度比)で26%削減することとしています。このうち、地方公共団体が含まれる「業務その他部門」については、エネルギー起源二酸化炭素排出量を約40%削減という高い目標値を設定しています。

また、長期目標として、2050年(令和32年)までに温室効果ガスの排出量を80%削減することとしていましたが、国内外の地球温暖化対策の推進の高まりを受けて「実質排出ゼロ」を目指すことが方針として示されました。

(2) これまでの経緯及び旧計画の概要

町では2004年度(平成16年度)に「寒川町環境行動指針(行政編)」を策定し、温室効果ガス排出量の削減の取り組みに着手しました。その後、2011年度(平成23年度)に策定した「第2次寒川町環境基本計画」の中で重点プロジェクトとして位置づけ、2013年度(平成25年度)には「寒川町地球温暖化対策実行計画(行政編)」(以下、「旧計画」という。)を策定し、町の事務事業に伴って発生する温室効果ガスの削減目標を定め、取り組みを進めてきました。その取り組みの結果である年度毎の削減目標の達成状況については、「寒川町環境報告書及び寒川町地球温暖化対策実行計画(行政編)報告書」において、毎年度公表してきました。

旧計画では、上位計画である第2次寒川町環境基本計画及び、寒川町総合計画(さむかわ2020プラン)と整合性を図りつつ、その目標達成に向けて取り組みを進めてきました。その概要については、次の表のとおりです。

表 1-1 旧計画の概要

基準年度	2010 年度（平成 22 年度） ※第 2 次寒川町環境基本計画の基準年度と整合
計画期間	2013 年度（平成 25 年度）～2020 年度（令和 2 年度）
削減目標	基準年度の温室効果ガス排出量 2,827t-CO ₂ から毎年度 1%以上削減
達成目標値	2020 年度（令和 2 年度）の温室効果ガスの総排出量が 2,609t-CO ₂ 以下

（3）旧計画における目標達成状況

旧計画においては、温室効果ガスの排出量の削減目標の他、その原因となる各種エネルギーの使用量、及び廃棄物の排出量についても削減目標を定め、その目標達成に向けて取り組んできました。なお、廃棄物については、町にはごみの焼却場がなく、茅ヶ崎市に焼却を委託しているため、非エネルギー起源二酸化炭素の排出量の算定に影響を及ぼすものではありませんが、ごみの減量化・資源化並びにこれに伴う温室効果ガスの排出量削減に広域的に取り組む町の責務として削減目標を設定し、目標達成への取り組みを進めてきました。

旧計画における分野別及び各年度の目標達成状況については、次の表のとおりです。なお、エネルギーの使用量については、電気、都市ガス、ガソリン、灯油、軽油、A 重油、LPG の 7 種類を対象としていますが、ここではもっとも温室効果ガスの排出割合が多く、全体の 78.8%（2019 年度（令和元年度）実績）を占める電気の使用量について記載することとします。

表 1-2 旧計画の目標達成状況

年度	内容	目標値	実績値	達成状況
2019 年度 (令和元年度)	温室効果ガス排出量	2,635t-CO ₂	2,537t-CO ₂	達成
	エネルギー使用量（電気）	5,522MWh	5,347MWh	達成
	廃棄物排出量	350t	354t	未達成
2018 年度 (平成 30 年度)	温室効果ガス排出量	2,662t-CO ₂	2,602t-CO ₂	達成
	エネルギー使用量（電気）	5,577MWh	5,304MWh	達成
	廃棄物排出量	353t	353t	達成
2017 年度 (平成 29 年度)	温室効果ガス排出量	2,689t-CO ₂	2,598t-CO ₂	達成
	エネルギー使用量（電気）	5,634MWh	5,306MWh	達成
	廃棄物排出量	357t	351t	達成
2016 年度 (平成 28 年度)	温室効果ガス排出量	2,716t-CO ₂	2,551t-CO ₂	達成
	エネルギー使用量（電気）	5,691MWh	5,273MWh	達成
	廃棄物排出量	360t	377t	未達成

2015 年度 (平成 27 年度)	温室効果ガス排出量	2,743t-CO ₂	2,473t-CO ₂	達成
	エネルギー使用量 (電気)	5,748MWh	5,176MWh	達成
	廃棄物排出量	364t	352t	達成
2014 年度 (平成 26 年度)	温室効果ガス排出量	2,771t-CO ₂	2,567t-CO ₂	達成
	エネルギー使用量 (電気)	5,806MWh	5,214MWh	達成
	廃棄物排出量	368t	351t	達成
2013 年度 (平成 25 年度)	温室効果ガス排出量	2,799t-CO ₂	2,681t-CO ₂	達成
	エネルギー使用量 (電気)	5,865MWh	5,426MWh	達成
	廃棄物排出量	371t	342t	達成

第 2 章. 計画の基本的事項

(1) 計画策定の趣旨

旧計画は 2020 年度 (令和 2 年度) で計画期間が終了します。町では 2021 年度 (令和 3 年度) 以降においても、より発展的に温室効果ガス排出量の削減の取り組みを進める必要があることから、「第 2 次寒川町地球温暖化対策実行計画 (行政編)」(以下、「本計画」という。)を策定し、更なる地球温暖化対策を推進していきます。

新たに本計画を策定する目的は、次のとおりです。

※本計画の目的

- ① 町自らが一事業者として、率先して温室効果ガス排出量の削減に向けた取り組みを実行する。
- ② 町が率先して行動し、その取り組みを示すことにより、事業者や町民の積極的な取り組みを促進する。
- ③ 町の事務事業に伴って発生する温室効果ガスの排出抑制などの措置により、地球温暖化防止に資する対策の推進を図る。
- ④ 旧計画の課題の振り返りを通して内容を発展させた本計画に基づき、地球温暖化対策をより具体的に推進する。

(2) 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、次の表のとおり町が行うすべての事務事業全般とし、指定管理者の管理施設等を含むすべての町有施設を対象とします。

表 2-1 本計画の対象とする組織・施設等（全 37 課等、41 施設）

区分	組織・施設
町役場 (34 課等)	企画部（企画政策課、財政課、広報戦略課）
	総務部（総務課、人事課、財産管理課、税務収納課）
	町民部（町民協働課、町民安全課、町民窓口課）
	学び育成部（子育て支援課、学び推進課、スポーツ課）
	健康福祉部（福祉課、高齢介護課、保険年金課、健康づくり課）
	環境経済部（産業振興課、農政課、環境課）
	都市建設部（道路課、下水道課、都市計画課）
	拠点づくり部（倉見拠点づくり課、田端拠点づくり課、寒川駅周辺整備事務所）
	会計課、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局
	教育委員会（教育政策課、学校教育課、教育施設給食課）
小学校 (5 校)	寒川小学校（町民センター分室、あおぞらクラブを含む）
	一之宮小学校（文化財学習センター、わんぱくクラブを含む）
	旭小学校
	小谷小学校
	南小学校
中学校 (3 校)	寒川中学校
	旭が丘中学校
	寒川東中学校
出先機関 (5 施設)	さむかわ庭球場
	美化センター
	寒川広域リサイクルセンター
	消防本部（消防総務課、予防課、消防署）
	一之宮分庁舎
指定管理者施設 (22 施設)	各地域集会所（12 ヲ所）
	福祉活動センター
	ふれあいセンター
	健康管理センター

	町営プール
	寒川総合体育館
	町民センター、北部文化福祉会館、南部文化福祉会館
	寒川総合図書館
	田端スポーツ公園管理棟
委託管理 (5施設)	一之宮公園管理事務所
	旭小学校わかばクラブ、小谷小学校げんきっ子クラブ、南小学校星の子クラブ・おひさまクラブ

(3) 対象とする温室効果ガスの種類

「地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「温対法」という。）」では次のとおり対象となる温室効果ガスの種類が定められています。

表 2-2 温室効果ガスの種類と概要

番号	名称	概要
1	二酸化炭素 (CO ₂)	エネルギーの供給に伴う化石燃料の燃焼や、廃プラスチックの焼却などにより発生。もっとも排出割合が多い。
2	メタン (CH ₄)	一般廃棄物の焼却、廃棄物の埋立処分、下水処理、自動車の走行などにより発生。
3	一酸化二窒素 (N ₂ O)	一般廃棄物の焼却、下水処理、自動車の走行などにより発生。 ※メタン (CH ₄) とほぼ同じ条件で発生。
4	ハイドロフルオロカーボン (HFC)	自動車用エアコンの使用により発生。
5	パーフルオロカーボン (PFC)	半導体基板の洗浄剤などに使用される。
6	六ふっ化硫黄 (SF ₆)	高い絶縁性があり、ガス絶縁開閉装置などに使用されている。
7	三ふっ化窒素 (NF ₃)	温室効果ガスの排出量算定の対象外。半導体の製造の際に使用されている。

このうち、本計画で対象とする温室効果ガスは、町の排出の実態を鑑み、二酸化炭素 (CO₂) のみとします。旧計画では算定対象としていたメタン (CH₄)、一酸化二窒素 (N₂O)、ハイドロフルオロカーボン (HFC) については、次の表のとおり町の総排出量に占める割合が極めて少ないこと、また、パーフルオロカーボン (PFC) 及び六ふっ化硫黄 (SF₆) については、町の事務事業による排出の実態がないことから、二酸化炭素 (CO₂) 以外の温室効果ガスについては算定の対象外とします。なお、三ふっ化窒素 (NF₃) については、温対法の対象となる温室効果ガスには含まれますが、一般的な排出実態が少ないと見

込まれることから、温対法施行令第3条に示す温室効果ガス排出量の算定の対象からは除外されます。

また、2019年度（令和元年度）の温室効果ガスの総排出量2,537t-CO₂に占める各温室効果ガスの内訳及び割合は、次の表のとおりです。

表2-3 2019年度（令和元年度）の総排出量における各温室効果ガスの内訳及び割合

番号	名称	排出量	割合
1	二酸化炭素 (CO ₂)	2,535t-CO ₂	99.9%
2	メタン (CH ₄)	0.072t-CO ₂	0.00003%
3	一酸化二窒素 (N ₂ O)	1.58t-CO ₂	0.0006%
4	ハイドロフルオロカーボン (HFC)	0.0002t-CO ₂	0.00000008%
	合計	2,537t-CO ₂	100%

※旧計画では上記の表のとおり、二酸化炭素 (CO₂)、メタン (CH₄)、一酸化二窒素 (N₂O)、ハイドロフルオロカーボン (HFC) の4種類を算定対象としています。

※上記の表における排出量及び割合の合計値は、端数処理の関係上、一致しません。

(4) 温室効果ガスの算定方法

温室効果ガス（本計画では二酸化炭素 (CO₂) のみを指します。）の算定方法については、2017年（平成29年）3月に環境省が策定した「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン」に基づいて、温室効果ガス排出量を算定します。

温室効果ガスの排出量は、温対法施行令第3条第1項の各号に基づき、温室効果ガスを排出する活動の区分ごとに排出量を算定し、これを合算することにより算定します。

活動の区分ごとの排出量は、当該活動の量（エネルギー使用量等）に、排出係数を乗じることにより算定します。

(5) 計画期間（中間目標2030年度と最終目標2032年度）

本計画の計画期間は、上位計画の「第3次寒川町環境基本計画」及び、「寒川町総合計画2040」における第1次から第5次までの「実施計画」のうち、第3次までの計画期間との整合性を図り、2021年度（令和3年度）から2032年度（令和14年度）までとします。

表 2-4 計画期間の比較

計画名	計画期間	備考
第3次寒川町環境基本計画	2021年度（令和3年度）～ 2032年度（令和14年度）	
寒川町総合計画 2040 第1次～第3次実施計画（全体は第5次まで）	2021年度（令和3年度）～ 2032年度（令和14年度）	基本構想は 2040年度まで
（国）地球温暖化対策計画	2019年度（令和元年度）～ 2030年度（令和12年度）	

上記の表のとおり、町の計画期間と国の計画期間は一致しません。よって、国の計画期間に即して2030年度（令和12年度）を中間目標の年度とし、町の計画期間の2032年度（令和14年度）を最終目標の年度とすることで、それぞれの計画期間との整合性を図ります。

（6）基準年度

本計画の基準年度は、国の地球温暖化対策計画における基準年度に即して2013年度（平成25年度）とします。

（7）削減目標

本計画の削減目標は次の表及び図のとおりとします。

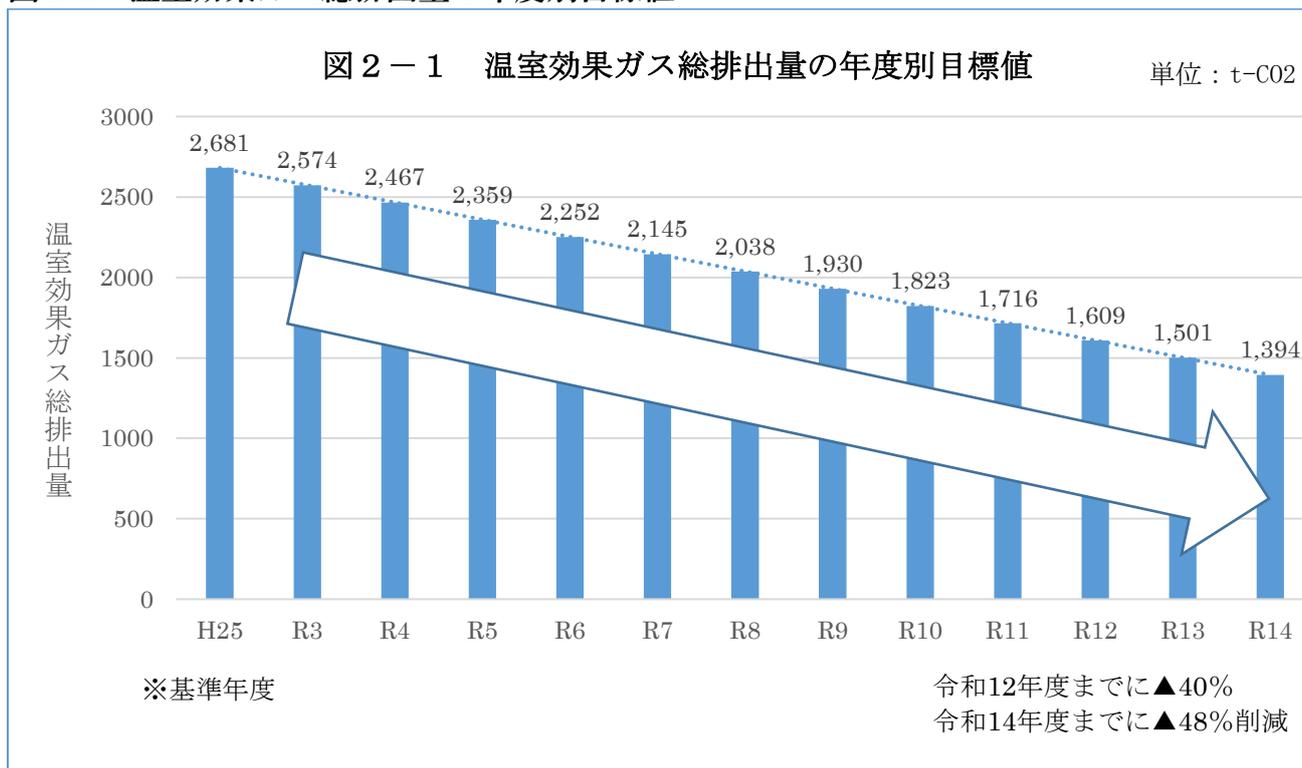
表 2-5 削減目標の内容（温室効果ガスの総排出量）

項目	削減目標	基準値（2013年度）	目標値 （2030・2032年度）
温室効果ガス（二酸化炭素（CO ₂ ））の総排出量	<ul style="list-style-type: none"> ・中間目標 2030年度（令和12年度）40% ・最終目標 2032年度（令和14年度）48% 	2,681t-CO ₂	2030年度（令和12年度） 1,609t-CO ₂ 2032年度（令和14年度） 1,394t-CO ₂

※国の地球温暖化対策計画におけるエネルギー起源二酸化炭素排出量の削減目標である、「2030年度（令和12年度）までに、2013年度（平成25年度）比で40%削減（地方公共団体が含まれる「業務その他部門」の削減目標）」に即して、町の削減目標を設定します。（毎年度4%の削減）

なお、残余の2年間の2032年度（令和14年度）までの期間についても同様とします。

図 2-1 温室効果ガス総排出量の年度別目標値



※1年度当たり約107.2t-CO₂の削減が必要となります。

表 2-6 削減目標の内容（エネルギー使用量）

項目	削減目標	基準値（2013年度）	目標値 （2030・2032年度）
エネルギー使用量	・中間目標 2030年度（令和12年度）5%以上	電気 5,426MWh 都市ガス 176千m ³ ガソリン 28.3kl 灯油 33.5kl 軽油 16.2kl LPG 23.2t	2030年度（令和12年度） 電気 5,155MWh 都市ガス 167千m ³ ガソリン 26.9kl 灯油 31.8kl 軽油 15.4kl LPG 22.0t
	・最終目標 2032年度（令和14年度）6%以上		2032年度（令和14年度） 電気 5,100MWh 都市ガス 165千m ³ ガソリン 26.6kl 灯油 31.5kl 軽油 15.2kl LPG 21.8t

※町の削減目標は、各エネルギーの使用量を毎年度0.5%以上削減することとします。（12年間）

※上記の削減目標だけでは温室効果ガスの削減目標を達成できないため、エネルギー源の低炭素化も併せて検討します。

表 2-7 削減目標の内容（廃棄物排出量）

項目	削減目標	基準値（2013 年度）	目標値 （2030・2032 年度）
廃棄物排出量	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中間目標 2030 年度（令和 12 年度）6.7% ・ 最終目標 2032 年度（令和 14 年度）8.0% 	342t	2030 年度（令和 12 年度）319t 2032 年度（令和 14 年度）315t

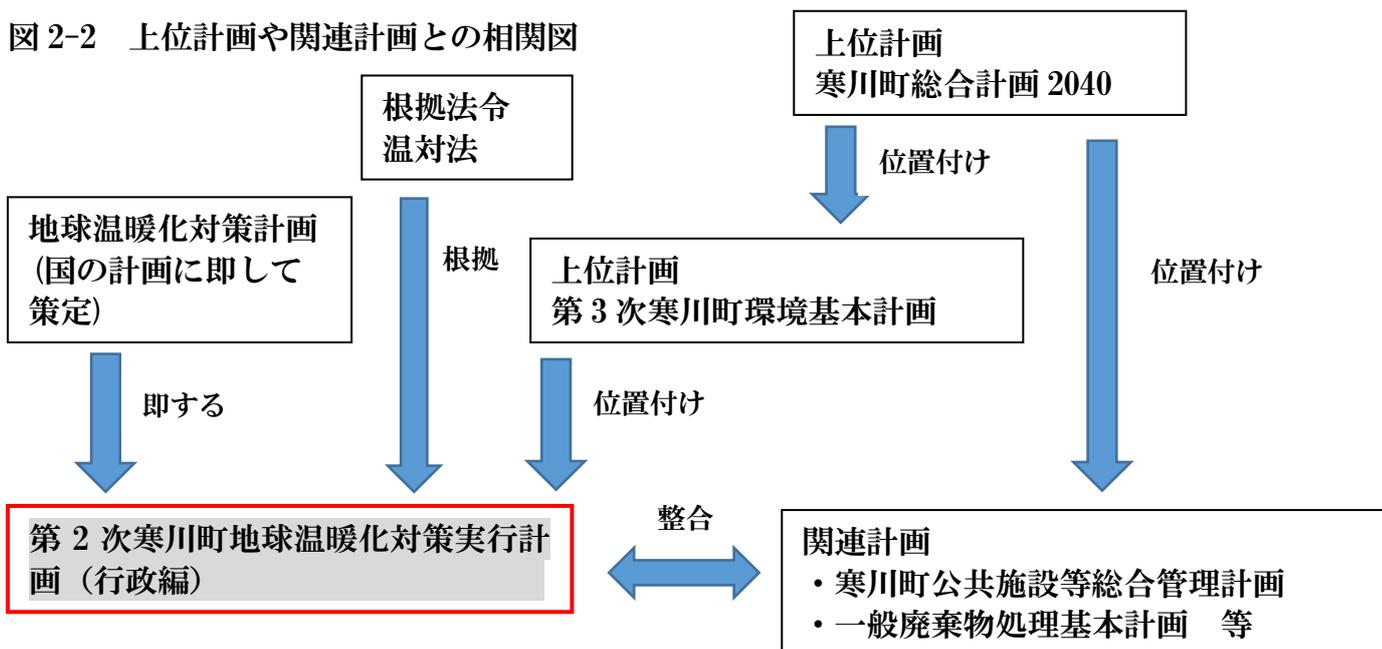
※国の地球温暖化対策計画における非エネルギー起源二酸化炭素排出量の削減目標である、「2030 年度（令和 12 年度）までに、2013 年度（平成 25 年度）比で 6.7%削減」に即して、町の削減目標を設定します。（毎年度 0.67%の削減。）

なお、残余の 2 年間の 2032 年度（令和 14 年度）までの期間についても同様とします。

（8）上位計画や関連計画との位置付け

本計画における上位計画や関連計画との位置付けは次の図のとおりです。

図 2-2 上位計画や関連計画との相関図



(9) SDGs (持続可能な開発目標) との関連性

2015年(平成27年)9月、国連サミットにおいてSDGsが採択され、国連の加盟国193ヶ国が2030年度(令和12年度)の期限までに達成すべき共通の目標として、17の目標(ゴール)が掲げられました。

図2-4 SDGsの内容

SDGs (エスディージーズ) とは

SDGsとは、「持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals)」の略称です。SDGsは、地球環境と人々の暮らしを持続的なものとするため、すべての国連加盟国が2030年までに取り組む17分野の目標のことです。生産と消費の見直し、海や森の豊かさの保護、安全なまちづくり等、先進国が直面する課題も含まれています。



The image shows the 'Sustainable Development Goals' logo at the top, followed by a grid of 17 numbered icons representing different goals. The icons include: 1. People, 2. Water, 3. Heart, 4. Book, 5. Gender, 6. Water drop, 7. Sun, 8. Bar chart, 9. Cubes, 10. Balance, 11. Buildings, 12. Infinity, 13. Eye with globe, 14. Fish, 15. Tree, 16. Dove, 17. Flower, and a final circular logo.

本計画は地球温暖化の防止に資することを目的に策定しておりますが、SDGsの17の目標(ゴール)のうち、次の表に示す目標(ゴール)について密接に関わっています。

表2-5 本計画に関連するSDGsの目標(ゴール)

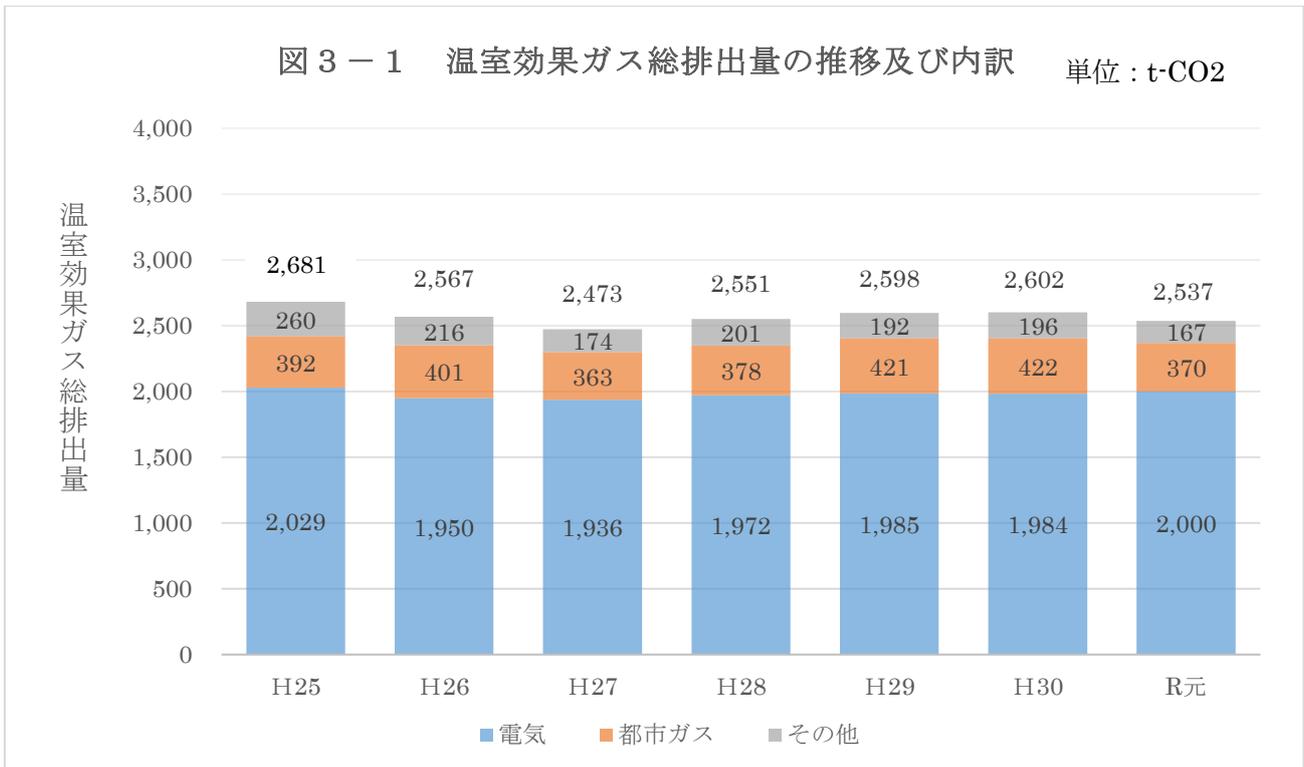
SDGsの目標(ゴール)	内容	概要
	エネルギーをみんなにそしてクリーンに	すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する。
	つくる責任 つかう責任	持続可能な消費と生産のパターンを確保する。
	気候変動に具体的な対策を	気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る。
	陸の豊かさを守ろう	陸上生態系の保護、回復及び持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止及び逆転、並びに生物多様性損失の阻止を図る。

第3章. 温室効果ガス排出量の現状

(1) 温室効果ガス総排出量の推移及び内訳

旧計画における温室効果ガス総排出量の推移及び内訳は、次の図のとおりです。

図3-1 温室効果ガス総排出量の推移及び内訳



温室効果ガスの総排出量は、2013年度（平成25年度）から2015年度（平成27年度）にかけて減少しましたが、削減目標を達成しているものの、2016年度（平成28年度）以降は増加傾向となり、令和元年度に再び減少となりました。なお、上記の表における「その他」につきましては、ガソリン、灯油、軽油、LPGが該当します。（A重油については、2013年度（平成25年度）以降、使用実績なし）

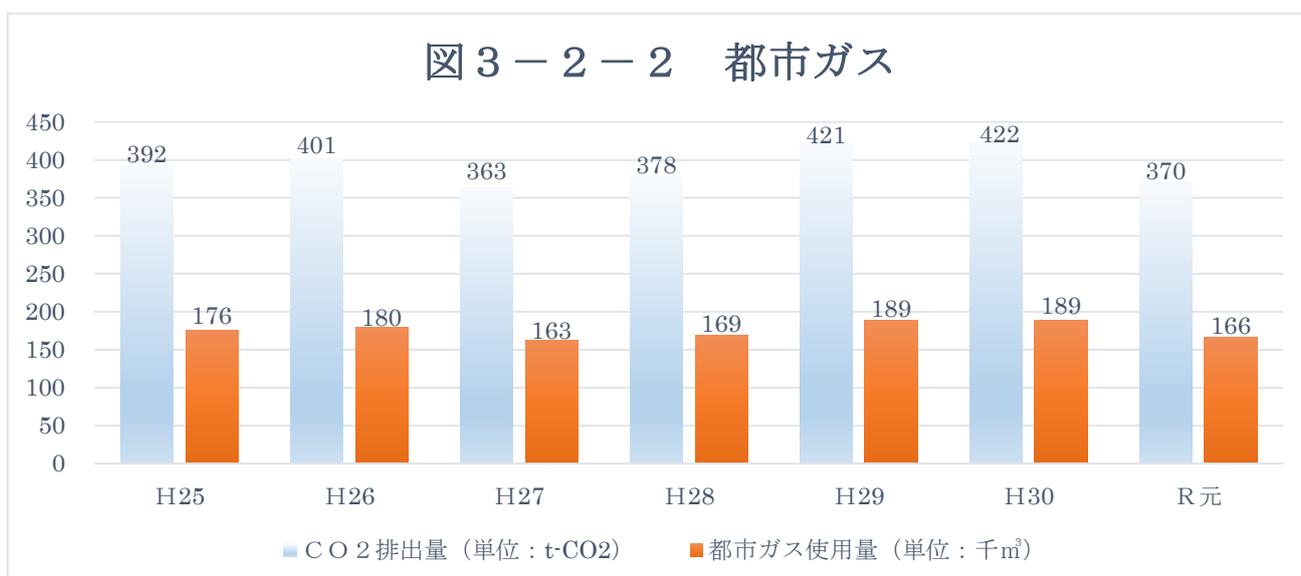
(2) 温室効果ガス排出量の算定結果及び分析

本計画における基準年度となる2013年度（平成25年度）から、旧計画における直近の年度である2019年度（令和元年度）までの各エネルギーの使用に伴う温室効果ガス排出量の算定結果及びその分析については、次の図のとおりです。

図 3-2 各エネルギーの使用に伴う温室効果ガス排出量の算定結果及び分析



温室効果ガスの総排出量のもっとも大きな割合を占める電気については、2013年度（平成25年度）以降、役場庁舎や消防庁舎、公民館や防犯灯などへのLED照明の導入など、省エネ設備の導入により電気使用量が下がりましたが、2016年度（平成28年度）以降は猛暑に伴う空調機の使用の増加や、小中学校への空調機の導入の影響を受けて増加に転じています。なお、2019年度（令和元年度）においては、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、3月に役場庁舎を除くほぼすべての町公共施設を休館としましたが、それでも2018年度（平成30年度）の電気使用量の実績を上回りました。



電気の次に大きな割合を占める都市ガスについては、2015年度（平成27年度）に減少したものの、2016年度（平成28年度）以降は都市ガスを使用する空調機を持つ南部公民館や、総合図書館の空調機の使用の増加のため、こちらも増加傾向となっておりました

が、令和元年度においては、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、町公共施設の休館や休校に伴い、ガス空調機や給食室を不使用としたことにより減少に転じました。

図 3 - 3 - 3 ガソリン

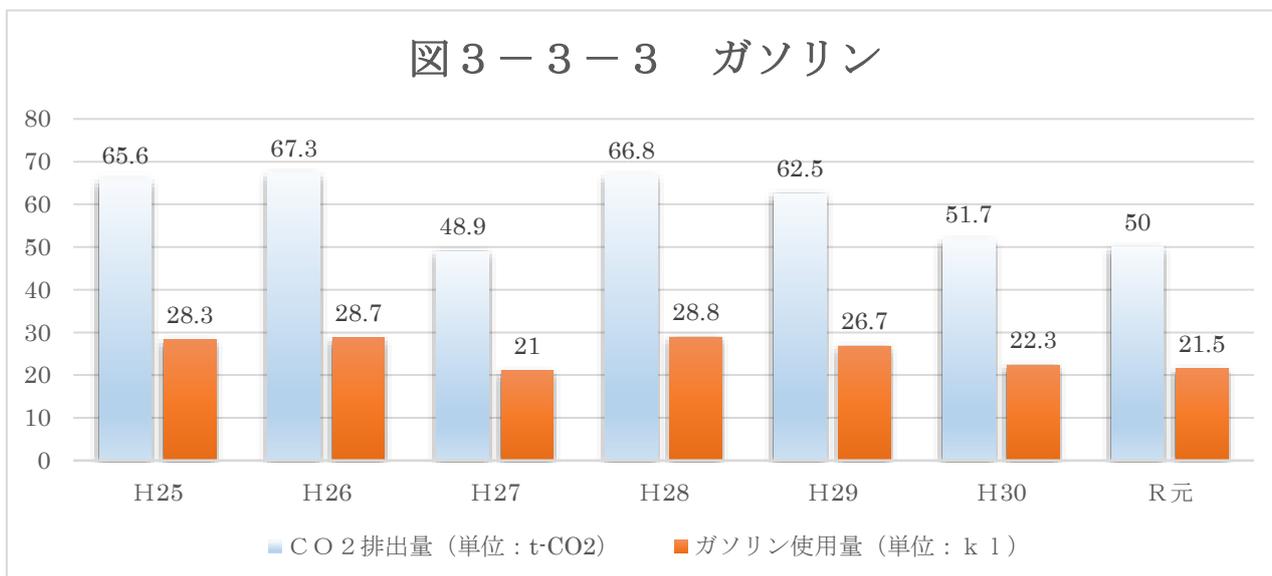


図 3 - 3 - 4 灯油

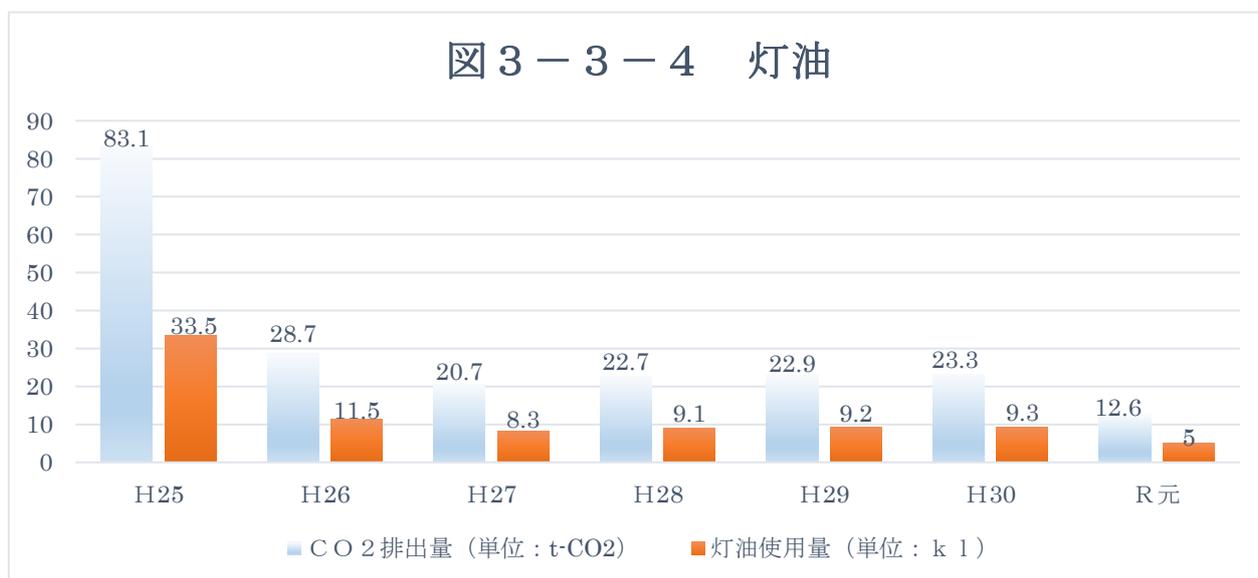


図 3-3-5 軽油

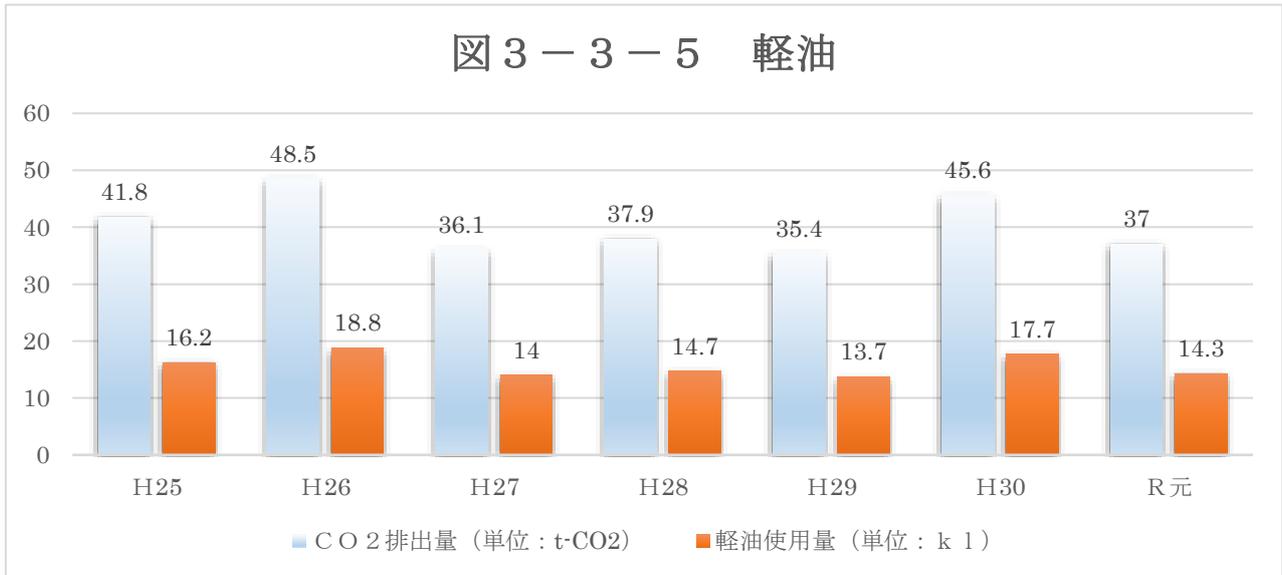
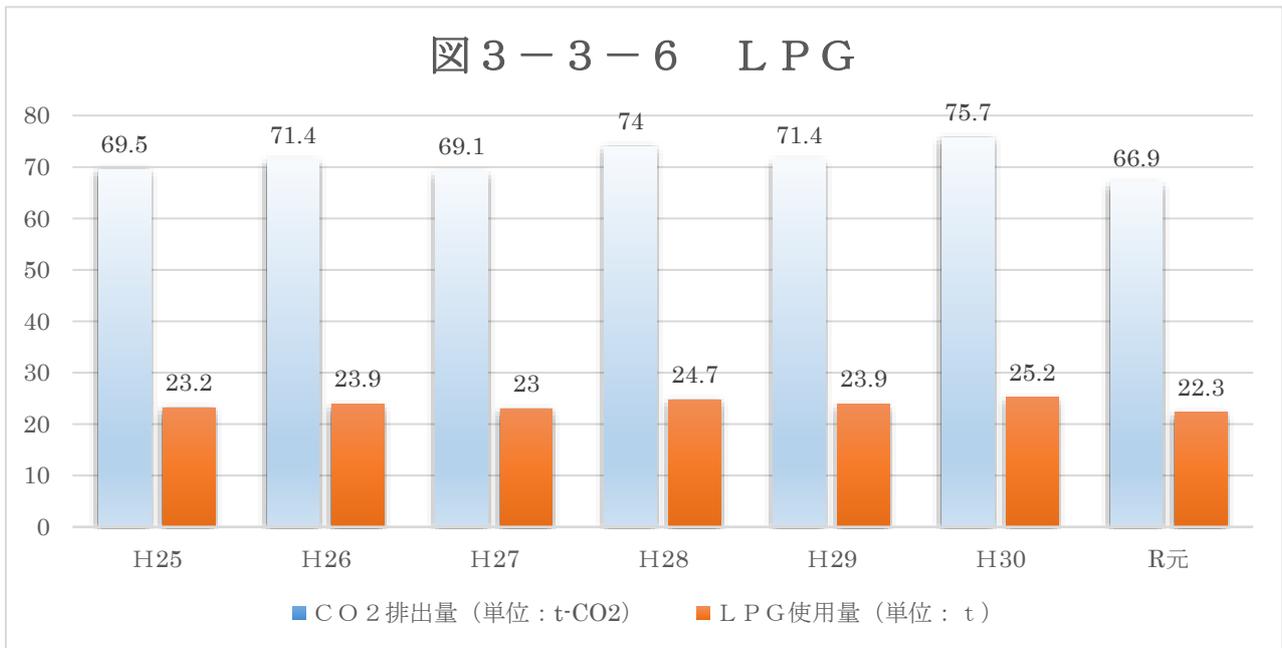


図 3-3-6 LPG



その他については、ガソリン、灯油、軽油、A重油、LPGが該当します。このうち、ガソリンについては、公用車更新の際の低公害車の導入を受けて、若干の変動はあるものの、使用量は減少傾向にあります。灯油については、役場庁舎の空調機の動力源を電気に切り替えたことなどから、大幅な使用量の減少となりました。軽油については、低燃費・低公害車の導入による減少はあるものの、寒川広域リサイクルセンターにおける処理機械の稼働や、軽油を使用する消防車等の使用増により、全体的にはほぼ横ばいで推移しています。なお、A重油については2013年度（平成25年度）以降の使用実績はなく、LPGの使用量はほぼ横ばいとなっています。

第4章. 目標達成に向けた取り組み

(1) 取り組みの基本方針

持続可能な社会を形成し、率先して地球温暖化対策を推進して、より一層の温室効果ガスの排出削減を実現するためには、町の組織・職員が一丸となって取り組みを進めていく必要があることから、次のとおり基本方針を定めることとします。

【基本方針 1】

町のすべての施設において、省エネルギー及び省資源化の推進に努めます。

【基本方針 2】

持続可能な循環型社会の形成のために、廃棄物の資源化や適正処理を推進し、減量化に努めます。

【基本方針 3】

町の公共事業の実施にあたり、構想から事業完了までの各段階に応じた環境への配慮を行い、環境負荷の低減に努めます。

【基本方針 4】

職員一人ひとりが町の職員の責務として、地球温暖化対策に取り組まねばならないことを心がけ、事務事業の執行にあたります。

【基本方針 5】

町の事務事業の実施にあたっては環境関連法令を遵守し、本計画における温室効果ガスの削減目標の達成を目指して、関連する取り組みを推進します。

(2) 主な取り組みの内容

町が排出する温室効果ガスの中で、もっとも排出割合の高いエネルギー起源二酸化炭素排出量の削減に重点的に取り組むこととし、その主な取り組みは次のとおりとします。

【① 公共施設における施設設備等の運用改善】

現在、町が保有している公共施設の設備等の運用方法を見直し、省エネルギー化を推進します。

- ・中央熱源型空調機は、高効率で運転できるよう運転方法を調整します。
- ・庁舎等の照明を間引き、必要限度の照度とします。
- ・空調機器のフィルター類の清掃頻度を上げて送風効率を向上させます。
- ・公共施設の省エネ診断を実施し、施設設備等のエネルギー効率の改善を図ります。
- ・公共施設のエネルギー使用量を把握するとともに、デマンドメーター等を設置、活用しエネルギー利用の見える化を推進します。

【② 公共施設における施設設備等の更新】

新たに施設設備を導入する際や、現在保有している施設設備を更新する際には、エネルギー効率の高い施設設備等を導入することで省エネルギー化を推進します。

- ・高効率ヒートポンプなど省エネルギー型の空調設備への更新を推進します。
- ・街路灯をはじめ、町有施設の照明のLED化を進めます。
- ・国・県の補助事業等を積極的に活用し、省エネ設備の導入を図ります。施設単体での導入が難しい場合は、複数施設を一括して発注し導入することとします。

【③ 公共施設における再生可能エネルギーの導入】

太陽光発電設備やバイオマスエネルギー等の再生可能エネルギーを積極的に導入し、温室効果ガスの排出量削減を推進します。

- ・町の公共施設などへの太陽光発電設備等の積極的な導入を推進します。

【④ 再生可能エネルギー由来の電力調達による電力使用の低炭素化】

現在、国をはじめ世界的に取り入れられている「RE100」導入の取り組みを参考に、温室効果ガス排出量が著しく低い100%再生可能エネルギー由来の電力を積極的に調達し、町の事務事業に伴う電力使用の低炭素化を推進します。

- ・町の公共施設において、100%再生可能エネルギー由来の電力調達を積極的に導入します。

【⑤ グリーン購入・グリーン契約等の推進】

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」や、「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）」に基づく取り組みを推進し、省資源・省エネルギー化に努めます。

- ・用紙などの町の物品購入にあたって、グリーン購入法に準拠した製品の購入に積極的に取り組みます。
- ・公用車の更新にあたっては、九都県市指定低公害車等の低公害かつ低燃費の車両（電気自動車等を含む）を導入します。
- ・二酸化炭素（CO₂）をまったく排出しない水素エネルギーなどの新たなエネルギーについて、導入に向けて検討を進めます。

【⑥ 職員の日常の取り組み】

職員の意識啓発を進め、省エネルギー・節電等の取り組みを定着させます。

- ・各課等の「温暖化防止リーダー」による職員の意識啓発に取り組みます。
- ・不要な照明は消灯し、使用していない電気製品はこまめに電源を切ります。
- ・公用車の運転にあたっては、エコドライブを実践します。
- ・ノー残業デー（水曜日、給料日）を徹底し、エネルギー使用量を削減します。
- ・職員のごみの分別を徹底し、ごみの排出量の抑制に努めるとともに、資源物（特に紙類、プラスチック製容器包装類）のリサイクルを推進します。



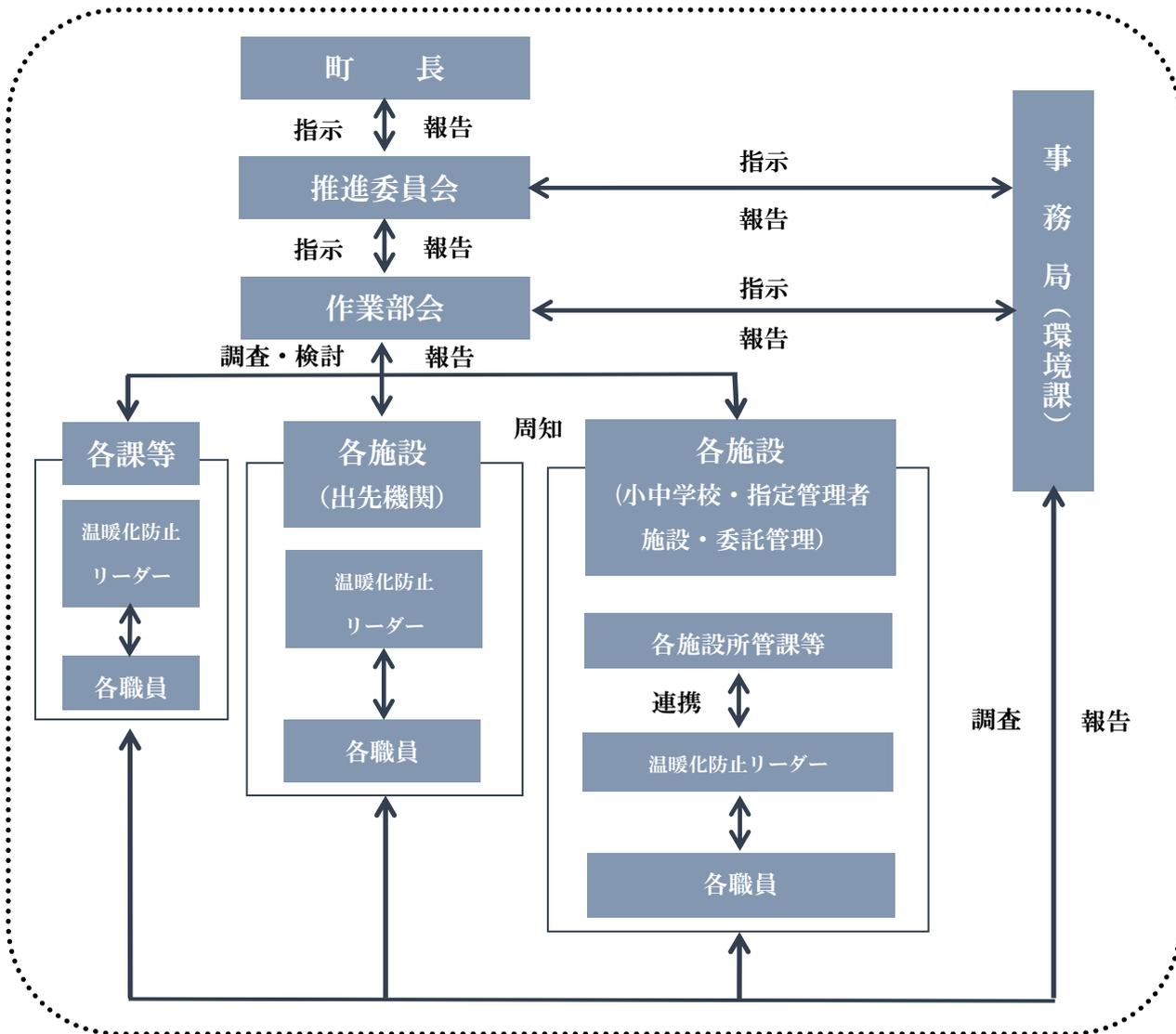
太陽光発電パネル・蓄電池
(小谷小学校)

第5章. 計画の進捗管理の仕組み

(1) 計画の推進体制

本計画を推進するために構成する推進体制は次の図のとおりです。

図 5-1 本計画の推進体制



町の事務事業に伴う環境への負荷を低減し、本計画を着実に実践かつ推進するために、副町長を会長とし、教育長並びに各部の部長等で構成する「寒川町地球温暖化対策実行計画（行政編）推進委員会（以下、「推進委員会」という。）」を設置しています。推進委員会は実行計画の策定や変更に関する審議、及び計画の取り組み結果を評価し、町長に報告します。町長は必要に応じて計画全体について指示します。

この推進委員会を補佐する組織として、環境経済部長を部会長とし、各課等の長で構成する「寒川町地球温暖化対策実行計画（行政編）作業部会（以下、「作業部会」という。）」を設置しています。作業部会は推進委員会の指示に基づき、必要に応じて具体的な調査及び検討を行い、その結果を推進委員会に報告します。

各課等については「温暖化防止リーダー」を配置し、各職員（指定管理者施設の職員も含む）へ取り組み内容を周知するとともに、取り組み状況を把握し、各課等の長と連携して目標達成のための指示・指導を行います。

環境課は事務局、環境課長は事務局長として、推進委員会・作業部会の運営全般や各年度における取り組み結果の取りまとめ、進捗状況の点検、取り組み結果の公表などを行います。

（２）進捗の点検及び評価

公共施設を所管する各課等の長及び温暖化防止リーダーは、原則四半期毎にエネルギーの活動量（使用量）に基づく温室効果ガス排出量を把握するための帳票類（以下、「温室効果ガス排出量点検票」という。）により、事務局に報告するものとします。

事務局はこの報告を取りまとめ、年次報告書として公表するための資料として活用するとともに、この結果から取り組みの停滞や後退が見られる場合には、適宜所管課と協議し、課題の解決に努めます。

（３）取り組み結果の公表

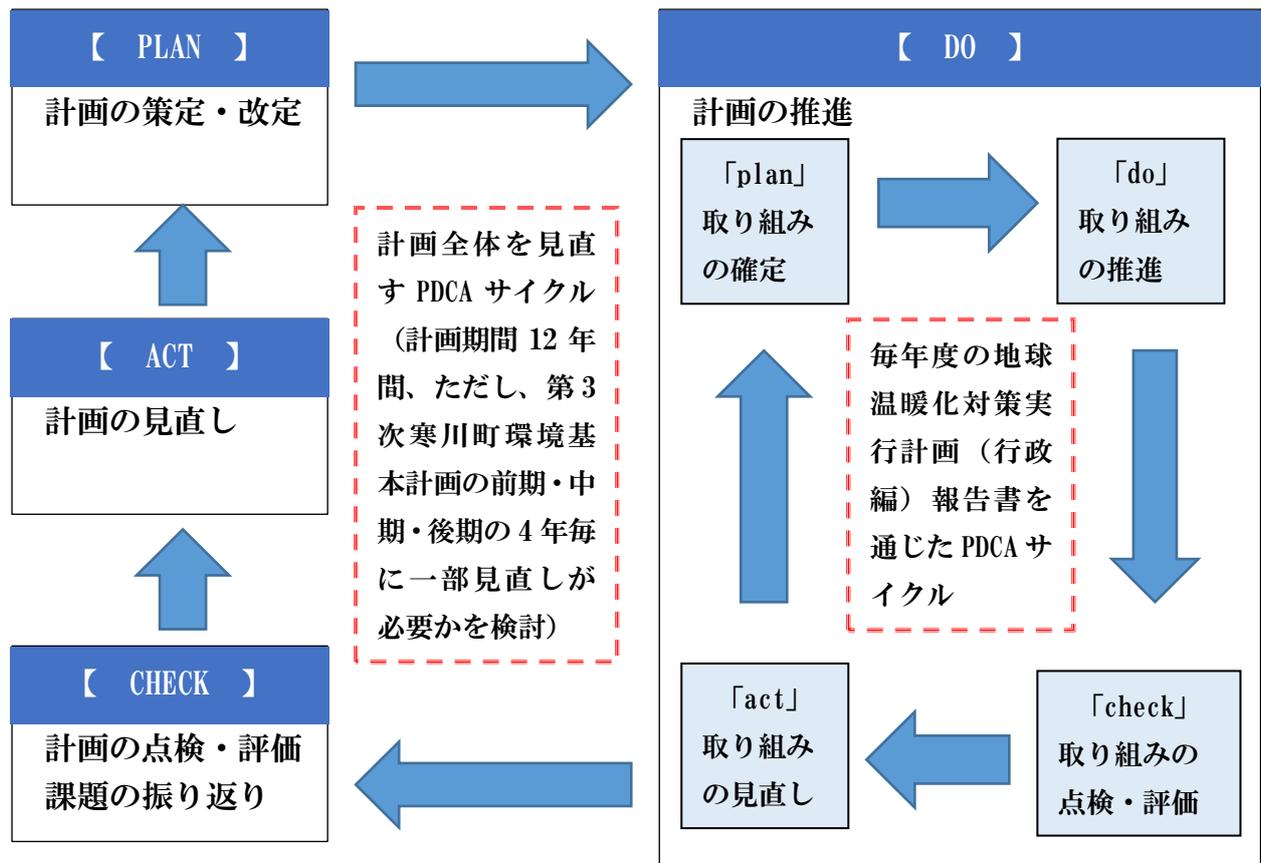
温対法第21条第10項において、地球温暖化対策実行計画に基づく措置の実施状況や温室効果ガスの総排出量について、公表することが義務付けられています。

事務局は各課等から提出された報告に基づき、これらを包括する報告書を作成し公表します。更に行政の取り組みを公表することで、町民や事業者に対しても地球温暖化防止に向けた取り組みへの協力を促すことが期待されることから、年1回、町のホームページや広報紙等で、毎年度の進捗結果を公表します。

（４）進捗状況に基づく計画のPDCAサイクル

本計画を効率よく運用し、継続的かつ効果的な温室効果ガスの削減を図るため、本計画の進捗に係る毎年度のPDCAサイクル及び、本計画の見直しに係るPDCAサイクルについては、次の図のとおりとします。

図 5-2 本計画の進捗に係る毎年度の PDCA サイクル及び見直しに係る PDCA サイクル



本計画の進捗に係る毎年度の PDCA サイクルについては、次の表に示す事項により進めることとします。

表 5-1 毎年度の PDCA サイクル (進行管理)

P (計画立案)	取り組みに係る予算を確定し、取り組みの変更、追加を行います。
D (実践)	本計画に基づき、取り組みを推進します。
C (点検・評価)	取り組みの進捗状況の点検・評価を行います。
A (見直し)	点検・評価の結果を基に、翌年度の取り組みや予算への反映方針を検討します。

また、本計画の見直しに係る PDCA サイクルについては、次の表に示す事項により進めることとします。

表 5-2 計画全体の見直しに係る PDCA サイクル

P (計画立案)	地球温暖化対策実行計画 (行政編) の策定、又は改定を行います。
D (実践)	各課等において、本計画で位置付けられた取り組みを実行します。
C (点検・評価)	本計画の点検・評価を行います。
A (見直し)	点検・評価の結果に基に課題を振り返り、本計画を見直します。

なお、本計画は2032年度（令和14年度）までを計画期間としますが、今後の社会情勢の変化や環境に関する知見の向上などに適切に対応するため、必要に応じて柔軟に計画を見直します。

特に本計画の上位計画である第3次寒川町環境基本計画における、前期（2024年度・令和6年度）・中期（2028年度・令和10年度）・後期（2032年度・令和14年度）の点検・評価時（4年毎）においては、寒川町総合計画2040の実施計画の策定と併せて、本計画の中間見直しが必要かを検討し、必要があると判断された場合は、本計画の一部見直しを行います。

資料編

・各エネルギー別温室効果ガス排出係数一覧

活動の区分	エネルギーの種類	排出係数	単位
電気の使用	電気	電力会社により異なる	t-CO ₂ /MWh
燃料等の使用	都市ガス	2.16	t-CO ₂ /千m ³
	ガソリン	2.32	t-CO ₂ /kL
	灯油	2.49	t-CO ₂ /kL
	軽油	2.58	t-CO ₂ /kL
	LPG	3.00	t-CO ₂ /t

※上記の電気の使用について、旧計画における排出係数は、旧計画の基準年度（2010年度・平成22年度）における東京電力（株）の排出係数である0.374t-CO₂/MWhに基づき算定しています。

※LPGは「m³」で報告された数値を、CO₂換算するため「t」に変換して計算します。

計算方法・・・LPG：1m³ = 2.18kg

・温室効果ガス排出量の算定例

【例1】電気

基準年度における令和元年度の電気使用量から、温室効果ガス（二酸化炭素）排出量を求める。

令和元年度電気使用量 (MWh)		排出係数 (t-CO ₂ /MWh)		電気使用に係る CO ₂ 排出量 (t-CO ₂)
5,347	×	0.374	=	2,000

※上記の排出量は、旧計画における排出係数に基づき算定しています。

【例2】都市ガス

基準年度における令和元年度の都市ガス使用量から、温室効果ガス（二酸化炭素）排出量を求める

令和元年度都市ガス使用量 (千 m^3)		排出係数 ($\text{t-CO}_2/\text{千}\text{m}^3$)		都市ガス使用に係る CO_2 排出量 (t-CO_2)
166	×	2.23	=	370

※上記の排出量は、旧計画における排出係数に基づき算定しています。

・ 温室効果ガス排出量点検票

次ページのとおり。

【記載例】

温室効果ガス排出量点検票

年度	部課等名、施設名	課長名、施設長名	温暖化防止リーダー名	施設の床面積
令和〇年度	〇〇〇	◇◇◇		

基準年

調査項目	排出係数	単位	R元計	基準年												年間	削減率	評価
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
電気	0.374	kWh	98,765	7,322	7,225	7,111	8,267	8,040	7,962	8,005	7,047	7,642	7,555	7,074	7,169	90,419	-9%	○
		kg-CO ₂	36,938	2,738	2,702	2,660	3,092	3,007	2,978	2,994	2,636	2,858	2,826	2,646	2,681	33,817	-9%	○
契約電力(年度当初及び変更時に記入)		kw	233	243	243	243	243	243	243	243	243	243	243	243	243			×
都市ガス	2.16	m ³	1,645	127	120	140	130	121	133	123	129	132	112	121	117	1,505	-9%	○
		kg-CO ₂	3,553	274	259	302	281	261	287	266	279	285	242	261	253	3,251	-9%	○
ガソリン	2.32	L	5,421	443	421	456	444	421	467	399	387	411	432	400	389	5,070	-7%	○
		kg-CO ₂	12,577	1,028	977	1,058	1,030	977	1,083	926	898	954	1,002	928	902	11,762	-7%	○
灯油	2.49	L	1,544	123	136	112	135	135	121	133	134	135	132	131	131	1,558	1%	×
		kg-CO ₂	3,845	306	339	279	336	336	301	331	334	336	329	326	326	3,879	1%	○
軽油	2.58	L	37	4	5	5	3	2	1	2	3	2	3	2	3	35	-6%	○
		kg-CO ₂	95	10	13	13	8	5	3	5	8	5	8	5	8	90	-6%	○
LPG	6.54	m ³	44	3	3	5	4	4	4	4	4	4	5	3	3	46	4%	×
		kg-CO ₂	288	20	20	33	26	26	26	26	26	26	33	20	20	301	4%	○
調査項目	台数	内容	R元計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間	削減率	評価
自動車給油量	1	給油量(L)	166	12	12	13	15	11	15	15	13	12	12	14	13	157	-6%	○
		給油量(L)														0	#DIV/0!	
		給油量(m ³)														0	#DIV/0!	
		給油量(L)														0	#DIV/0!	
		充電量(kWh)														0	#DIV/0!	
水道		m ³	7,981	670	632	689	598	611	589	577	621	641	609	599	578	7,414	-8%	○
		m ³	7,981	670	632	689	598	611	589	577	621	641	609	599	578	7,414	-8%	○
CO ₂ 排出量(月別)		kg-CO ₂		4,377	4,309	4,344	4,773	4,613	4,679	4,548	4,180	4,464	4,439	4,186	4,190	53100.5		
CO ₂ 排出量(今年度計)		kg-CO ₂	26190	4377	8686	13030	17803	22416	27094	31642	35821	40286	44725	48911	53100	53100.5	51%	○
CO ₂ 排出量(前年度)		kg-CO ₂		2246	2155	2111	2098	2231	2114	2331	2279	2008	2192	2203	2222	26190	1	
CO ₂ 削減量(今年度-前年度)		kg-CO ₂		2131	2154	2233	2675	2382	2564.5	2217	1901	2456	2247	1983	1968	26910.5		
廃棄物の量(資源物を含む)		kg	15531	1350	1123	1298	1134	1322	1267	1289	1256	1244	1198	1301	1323	15105	-3%	○
リサイクルの量		kg	7899	711	611	599	600	666	631	679	643	621	601	678	666	7706	-2.5%	○
リサイクル率		%	50.9	52.67	54.41	46.15	52.91	50.38	49.803	52.68	51.19	49.92	50.17	52.11	50.34	51.02	0.2%	○
(例)開館時間		h																

原単位(例. 開館時間)での評価				
基準年度のCO ₂ 排出量	開館時間(h)	=	1時間当たりの排出量	評価
26190		÷		
今年度のCO ₂ 排出量	開館時間(h)	=	1時間当たりの排出量	
53100		÷		

削減目標を達成した場合は「○」を、達成に至らなかった場合は「×」を記入。契約電力の欄は、契約電力を超えなかった場合は「○」、超えてしまった場合は「×」を記入。

・用語解説

番号	頁	用語	内容
1	1 8 16	エネルギー起源二酸化炭素	エネルギーの使用・供給に伴う燃料の燃焼で発生・排出される二酸化炭素をエネルギー起源二酸化炭素と言います。人間活動に必要なエネルギーの85.5%は石炭、石油、ガスなどの化石燃料から得ており、これから発生するエネルギー起源二酸化炭素は地球温暖化の大きな原因となっています。国内の2018年度（平成30年度）における全体の温室効果ガス総排出量12億4,000万t-CO ₂ に対して、10億5,900万t-CO ₂ （85.4%）を占めており、化石燃料に頼らないエネルギーの確保などが大きな課題となっています。
2	2 9	非エネルギー起源二酸化炭素	セメントの生産など、工業プロセスの化学反応で発生・排出されるものや、廃棄物の焼却で発生・排出される二酸化炭素を非エネルギー起源二酸化炭素と言います。エネルギー起源二酸化炭素と比較するとその排出量は多くありませんが、国内の2018年度（平成30年度）における全体の温室効果ガス総排出量12億4,000万t-CO ₂ に対して、7,850万t-CO ₂ （6.3%）であり、一定の割合を占めていることから、自前の廃棄物焼却施設を持たない町としても、引き続き廃棄物の減量化・資源化に取り組む必要があります。
3	9	エネルギー源の低炭素化	省エネの推進によるエネルギー使用量の削減とともに、温室効果ガスの削減に有効と考えられている手段の一つです。具体的に考えられる方法として、CO ₂ を排出しないエネルギー、たとえば再生可能エネルギーの導入量を拡大することなどが挙げられます。また次世代エネルギーである水素エネルギーも、使用時にCO ₂ を排出しないことから、注目すべき新エネルギーとして研究が進められています
4	16	中央熱源型空調機	建築物の空調を建築物全体で集中管理している空調で、一つの空調機器から各階全てを暖冷房する方式で、大規模建築物に多く見られます。具体的には、ボイラー、冷凍機等の熱源機器を1箇所

			(機械室)に設置し、冷温水を空気調和機に送水して建物全体の空調を行います。
5	16	デマンドメーター	デマンドメーターとは、出力や使用電力量を常時監視し、30分間の出力や電力使用量を予測して、設定した値(管理デマンド値)を超過する前に警報を鳴らして通知する装置であり、デマンドコントローラーという電力制御装置と組み合わせて運用することにより、設定した値(管理デマンド値)を超過する兆候がある場合、一部の電気設備を遮断して、出力や使用電力量の超過を抑制することができます。
6	16	ヒートポンプ	ヒートポンプとは、低温の熱源から熱を集めて高温の熱源へ送り込む装置で、「熱を汲み上げるポンプ」といえます。大気など周囲の熱を取り込んで別の場所へ移動させて放出します。おもに住宅やビルの冷暖房や給湯用に利用されており、熱源には、空気中の熱や工場の低温排熱、河川水や工場排水、地中熱など、これまで利用価値がなかった熱エネルギーが利用されることから、省エネ技術としてだけでなく、未利用エネルギーの活用という側面からも関心が高まっています。
7	16	バイオマスエネルギー	バイオマスとは、再生可能な動植物などから生まれた生物資源の総称であり、エネルギー源になるものとしては、木材、生ごみ(食品残渣)、稲わらなどの農業残渣、家畜の排せつ物などが該当します。例として、バイオマス発電では、この生物資源を「直接燃焼」したり「ガス化」するなどして発電します。技術開発が進んだ現在では、様々な生物資源が有効活用されています。
8	16	再生可能エネルギー	有限で枯渇の危険性を有する石油・石炭などの化石燃料や原子力と対比して、自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーの総称です。具体的には、太陽光や太陽熱、水力(ダム式発電以外の小規模なものを言うことが多い)や風力、バイオマス(持続可能な範囲で利用する場合)、地熱、波力、温度差などを利用した自然エネルギーと、廃棄物の焼却に係る熱利用・発電などのリサイクルエネルギーを指します。
9	17	RE100	国際環境NGOのThe Climate Group(クライメイト・グループ)が2014年(平成26年)に開始した国際的な企

			業の連合体を指します。REは、Renewable Energyの略で、日本語では再生可能エネルギーを意味しています。企業活動に必要なエネルギーの100%を水力や太陽光などの再生可能エネルギーで調達することを目指す企業が加盟しています。
10	17	グリーン購入	商品やサービスを購入する際に環境への負荷ができるだけ小さいものを優先的に購入することを指します。資源採取から廃棄までのライフサイクルにおいて環境負荷が小さいことなどを重視する必要があります。
11	17	エコドライブ	<p>環境に配慮した自動車の使用のことで、エコドライブ普及連絡会が制定した次の様な取り組み（エコドライブ10のすすめ）があります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ふんわりアクセル「eスタート」 2. 車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転 3. 減速時は早めにアクセルを離そう 4. エアコンの使用は適切に 5. ムダなアイドリングはやめよう 6. 渋滞を避け、余裕をもって出発しよう 7. タイヤの空気圧から始める点検・整備 8. 不要な荷物はおろそう 9. 走行の妨げとなる駐車はやめよう 10. 自分の燃費を把握しよう

・令和元年度各施設エネルギー使用量

組織・施設名	項目	電気・燃料等の使用					自動車燃料		
		電気	都市ガス	ガソリン	灯油	軽油	LPG	ガソリン	軽油
	単位	kWh	m ³	L	L	L	m ³	L	L
町役場	庁舎・各課等	797,019	434	125	0	0	0	9,544	498
小学校	寒川小学校	157,716	9,964	0	0	0	11	0	0
	一之宮小学校	142,840	5,850	15	200	0	0	0	0
	旭小学校	157,493	0	10	600	0	5,858	0	0
	小谷小学校	164,375	0	46	0	0	3,306	0	0
	南小学校	181,351	11,600	34	0	0	0	0	0
小学校	小計	803,775	27,414	105	800	0	9,175	0	0
中学校	寒川中学校	168,669	0	20	1,780	0	27	0	0
	旭が丘中学校	177,375	0	10	1,780	0	28	0	0
	寒川東中学校	130,309	1,144	10	436	0	0	0	0
中学校	小計	476,353	1,144	40	3,996	0	55	0	0
出先機関	さむかわ庭球場	4,867	0	0	0	0	12	0	0
	美化センター	909,764	0	0	130	0	15	147	0
	リサイクルセンター	471,174	0	0	0	0	0	179	9,781
	消防本部	117,714	0	0	0	0	718	10,930	4,061
	一之宮分庁舎	2,661	0	0	0	0	0	0	0

出先機関	小計	1,506,180	0	0	130	0	745	11,256	13,842
指定管理	各地域集会所	37,202	15	0	0	0	65	0	0
	福祉活動センター	30,054	0	0	0	0	73	0	0
	ふれあいセンター	55,682	0	0	0	0	20	0	0
	健康管理センター	87,499	0	0	0	0	58	0	0
	町営プール(休止)	0	0	0	0	0	0	0	0
	寒川総合体育館	920,710	89,294	0	0	0	0	0	0
	一之宮公園管理事務所	3,641	49	0	135	0	0	0	0
	町民センター	147,760	1,818	0	0	0	0	0	0
	北部文化福祉会館	54,670	0	0	0	0	35	0	0
	南部文化福祉会館	66,853	12,876	0	0	0	0	0	0
	寒川総合図書館	340,375	32,921	0	0	10	0	0	0
	田端スポーツ公園管理棟	5,122	0	468	0	0	4	0	0
指定管理	小計	1,749,568	136,973	468	135	10	255	0	0
学童 (運営委託)	わかばクラブ	14,176	0	0	0	0	0	0	0
	げんきっ子クラブ								
	星の子・おひさまクラブ								
学童(運営委託)	小計	14,176	0	0	0	0	0	0	0
合計		5,347,071	165,965	738	5,061	10	10,230	20,800	14,340

・令和元年度各施設温室効果ガス排出量

組織・施設名	項目	電気・燃料等の使用					自動車燃料		
		電気	都市ガス	ガソリン	灯油	軽油	LPG	ガソリン	軽油
		単位							
町役場	庁舎・各課等	298,085	968	291	0	0	0	22,141	1,285
小学校	寒川小学校	58,986	22,220	0	0	0	72	0	0
	一之宮小学校	53,422	13,046	34	498	0	0	0	0
	旭小学校	58,902	0	23	1,494	0	38,311	0	0
	小谷小学校	61,476	0	107	0	0	21,621	0	0
	南小学校	67,825	25,868	78	0	0	0	0	0
小学校	小計	300,611	61,134	242	1,992	0	60,004	0	0
中学校	寒川中学校	63,082	0	46	4,432	0	177	0	0
	旭が丘中学校	66,338	0	23	4,432	0	183	0	0
	寒川東中学校	48,736	2,551	22	1,086	0	0	0	0
中学校	小計	178,156	2,551	91	9,950	0	360	0	0
出先機関	さむかわ庭球場	1,820	0	0	0	0	78	0	0
	美化センター	340,252	0	0	324	0	98	341	0
	リサイクルセンター	176,219	0	0	0	0	0	415	25,235
	消防本部	44,025	0	0	0	0	4,696	25,358	10,477
	一之宮分庁舎	995	0	0	0	0	0	0	0

出先機関	小計	563,311	0	0	324	0	4,872	26,114	35,712
指定管理	各地域集会所	13,914	33	0	0	0	425	0	0
	福祉活動センター	11,240	0	0	0	0	477	0	0
	ふれあいセンター	20,825	0	0	0	0	131	0	0
	健康管理センター	32,725	0	0	0	0	379	0	0
	町営プール(休止)	0	0	0	0	0	0	0	0
	寒川総合体育館	344,346	199,126	0	0	0	0	0	0
	一之宮公園管理事務所	1,362	109	0	336	0	0	0	0
	町民センター	55,262	4,054	0	0	0	0	0	0
	北部文化福祉会館	20,447	0	0	0	0	229	0	0
	南部文化福祉会館	25,003	28,713	0	0	0	0	0	0
	寒川総合図書館	127,300	73,414	0	0	26	0	0	0
	田端スポーツ公園管理棟	1,916	0	1,087	0	0	26	0	0
指定管理	小計	654,340	305,449	1,087	336	26	1,667	0	0
学童 (運営委託)	わかばクラブ	5,302	0	0	0	0	0	0	0
	げんきっ子クラブ								
	星の子・おひさまクラブ								
学童(運営委託)	小計	5,302	0	0	0	0	0	0	0
合計		1,999,805	370,102	1,711	12,602	26	66,903	48,255	36,997

・地球温暖化対策の推進に関する法律（抜粋）

（定義）

第2条

この法律において「地球温暖化」とは、人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表、大気及び海水の温度が追加的に上昇する現象をいう。

2 この法律において「地球温暖化対策」とは、温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化（以下「温室効果ガスの排出の抑制等」という。）その他の国際的に協力して地球温暖化の防止を図るための施策をいう。

3 この法律において「温室効果ガス」とは、次に掲げる物質をいう。

- 一 二酸化炭素
- 二 メタン
- 三 一酸化二窒素
- 四 ハイドロフルオロカーボンのうち政令で定めるもの
- 五 パーフルオロカーボンのうち政令で定めるもの
- 六 六ふっ化硫黄
- 七 三ふっ化窒素

（地方公共団体の責務）

第4条

地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を推進するものとする。

2 地方公共団体は、自らの事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置を講ずるとともに、その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進を図るため、前項に規定する施策に関する情報の提供その他の措置を講ずるように努めるものとする。

（国及び地方公共団体の施策）

第19条

国は、温室効果ガスの排出の抑制等のための技術に関する知見及びこの法律の規定により報告された温室効果ガスの排出量に関する情報その他の情報を活用し、地方公共団体と連携を図りつつ、温室効果ガスの排出の抑制等のために必要な施策を総合的かつ効果的に推進するように努めるものとする。

2 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画を勘案し、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとする。

(地方公共団体実行計画等)

第21条

都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 計画期間

二 地方公共団体実行計画の目標

三 実施しようとする措置の内容

四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。

9 第五項から前項までの規定は、地方公共団体実行計画の変更について準用する。

10 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

・寒川町地球温暖化対策実行計画（行政編）推進委員会設置

要綱

(設置)

第1条 町自らがその事務事業に関し温室効果ガス排出抑制の措置を実行することで、地球温暖化対策の推進を図るため、寒川町地球温暖化対策実行計画(行政編)推進委員会(以下「推進委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 寒川町地球温暖化対策実行計画(行政編)(以下「実行計画」という。)の策定及び変更に関すること。
- (2) 実行計画の基本的事項の検討及び進行管理に関すること。
- (3) 実行計画の推進に関する調査及び庁内の連絡調整に関すること。
- (4) その他推進委員会の目的達成のために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進委員会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第4条 会長は副町長をもって充てる。

2 会長は、推進委員会の会務を総理する。

3 副会長は、環境経済部長をもって充てる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員)

第5条 委員は、教育長並びに各部等の長をもって充てる。

(会議)

第6条 推進委員会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会議の議長となる。

(意見の聴取)

第7条 推進委員会はある必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(報告)

第8条 会長は、推進委員会の会議において審議された事項について町長に報告しなければならない。

(作業部会)

第9条 推進委員会は、第2条に掲げる事項の具体的な調査及び検討を行わせるため、寒川町地球温暖化対策実行計画(行政編)作業部会(以下「作業部会」という。)を置く。

2 作業部会は部会長及び部会員をもって充てる。

3 部会長には環境経済部長を、部会員には各課等の長をもって充てる。

4 作業部会の会議は、部会長が必要に応じて招集し、部会長が議長となる。

5 部会長が欠けるときは、環境課長がその職務を代理する。

6 部会長は、調査及び検討の結果を推進委員会の会長に報告しなければならない。

(議事録)

第10条 推進委員会の議事録は、議事の概要を記した要点筆記とする。

(庶務)

第11条 推進委員会の庶務は、環境経済部環境課において処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年12月27日から施行する。

附 則(平成25年4月1日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

第2次寒川町地球温暖化対策実行計画（行政編）

令和3年4月発行

発行：寒川町

編集：寒川町 環境経済部 環境課

住所：〒253-0196 高座郡寒川町宮山165番地

電話：0467-74-1111

FAX：0467-74-1385

Eメール：kankyou@town.samukawa.kanagawa.jp

この冊子は再生紙を使用しています。